

令和 6 (2024) 年 4 月

児童館ご利用のみなさまへ

池田市立児童館  
指定管理者 教友会  
館長 西村 章

## 気象警報等発令時の対応について

= 幼児・児童・生徒の安全確保のために =  
みなさまには、平素より児童館活動にご理解、ご支援を賜りありがとうございます。  
さて、教室活動開催にあたって気象警報等の発令時の対応についての案内を配布させていただきますので、確認をお願いします。  
つきましては、子どもたちの安全確保のため、暴風・大雨・地震の場合などの取り決めについて、  
ご理解・ご協力を願います。

### 記

- 教室活動や児童館利用時刻の 2時間前 (家を出る前)までの間に、  
「池田市」に 「特別警報」、「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒警報」が出されている場合、来館を見合わせ、自宅待機してください。
- 来館 2時間前までに上記警報が解除された場合、来館時の安全に十分注意し、  
お越しください。  
但し、午後 2 時現在、警報が解除されない場合は、臨時休業（教室活動  
中止）とします。
- 大地震（震度「5弱」以上、または「危険」なとき）が起こった場合は、  
来館を見合わせてください。
- 流感等による学級閉鎖措置がなされた場合、閉鎖期間（その閉鎖通知がされた  
日を含む）中は、感染拡大を防ぐ意味から来館できません。
- 上記警報を知らず来館した場合、児童館の指示に従ってください。  
\*児童館利用時の行き帰りの安全確保につきましては、必ず各ご家庭で行ってください。特に自  
転車での来館・帰宅につきましては、安全確保・交通ルール等について十分にご家庭でもご指導い  
ただきますようお願いします。